



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定・2件（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） 2
- 補正予算の公表（財政課） 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・4件（県民生活課） 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 15
- 都市計画の変更の案の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） 16
- 開発行為に関する工事の完了・6件（建築指導課） 16
- 開発行為に関する工事の完了（北部土木事務所） 18
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） 18
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立浦添商業高等学校） 20

告 示

沖縄県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜屋武第2地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年1月12日から同年2月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、前山原地区県営土地改良事業（農用地保全）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間 平成23年1月12日から同年2月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 宜野座村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡与那原町字与那原江口原3465番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字西里添溝原86番6・字福里西箕後1605番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成23年1月14日から同月17日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事安里カツ子が代理する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成22年12月22日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）

平成22年度沖縄県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に13,057,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ628,397,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 地方交付税		188,478,000	773,366	189,251,366
	1 地方交付税	188,478,000	773,366	189,251,366
7 分担金及び負担金		1,015,400	44,000	1,059,400
	2 負担金	945,821	44,000	989,821
9 国庫支出金		153,137,518	10,322,922	163,460,440
	2 国庫補助金	108,741,431	10,322,922	119,064,353
12 繰入金		33,148,493	77,752	33,226,245

	2 基金繰入金	33,069,986	77,752	33,147,738
13 繰越金		214,700	781,004	995,704
	1 繰越金	214,700	781,004	995,704
15 県債		84,949,600	1,058,200	86,007,800
	1 県債	84,949,600	1,058,200	86,007,800
歳入合計		615,340,747	13,057,244	628,397,991

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		41,788,229	706,297	42,494,526
	2 企画費	14,960,010	706,297	15,666,307
3 民生費		93,430,122	233,337	93,663,459
	1 社会福祉費	59,972,993	233,337	60,206,330
4 衛生費		25,030,794	18,352	25,049,146
	5 医薬費	3,921,073	18,352	3,939,425
5 労働費		11,407,936	150,533	11,558,469
	1 労政費	10,559,769	150,533	10,710,302
6 農林水産業費		50,276,463	4,710,260	54,986,723
	1 農業費	9,387,279	1,819,500	11,206,779
	3 農地費	27,940,471	2,230,002	30,170,473
	4 林業費	2,891,436	63,802	2,955,238
	5 水産業費	6,994,013	596,956	7,590,969
7 商工費		23,189,044	1,965,932	25,154,976
	1 商業費	1,497,146	441,200	1,938,346
	2 工鉱業費	18,323,147	1,270,272	19,593,419

	3 観 光 費	3,368,751	254,460	3,623,211
8 土 木 費		82,766,399	5,152,569	87,918,968
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,950,938	2,030,000	35,980,938
	3 河 川 海 岸 費	9,808,635	255,000	10,063,635
	4 港 湾 費	8,083,005	211,000	8,294,005
	5 都 市 計 画 費	16,388,752	818,000	17,206,752
	7 空 港 費	6,411,490	1,838,569	8,250,059
9 警 察 費		32,982,761	3,600	32,986,361
	1 警 察 管 理 費	30,675,479	3,600	30,679,079
10 教 育 費		151,698,125	116,364	151,814,489
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,108,898	116,364	15,225,262
歳 出 合 計		615,340,747	13,057,244	628,397,991

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費			千円 3,289,232
	3 農 地 費		3,289,232
		県 営 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業	255,752
		県 営 か ん が い 排 水 事 業	912,683
		農 業 集 落 排 水 事 業	284,894
		村 づ く り 交 付 金 事 業	275,072
		県 営 一 般 農 道 整 備 事 業	188,000
		水 質 保 全 対 策 事 業	508,810
		農 山 漁 村 活 性 化 プ ロ ジ ェ ク ト 支 援 交 付 金 事 業	864,021
7 商 工 費		1,270,272	

	2 工 鉱 業 費		1,270,272
		特別自由貿易地域電力基盤整備事業	670,272
		天然ガス資源緊急開発調査事業	600,000
8 土 木 費			4,688,598
	2 道路橋りょう費		1,254,000
		公共地方道災害防除事業	160,000
		公共橋りょう補修事業	20,000
		公共国道交通円滑化事業	378,000
		公共国道特殊改良事業	130,000
		公共地方道交通円滑化事業	70,000
		公共地方道地域連携事業	496,000
	4 港 湾 費		646,785
		港 湾 改 修 事 業	646,785
	7 空 港 費		2,787,813
		新石垣空港整備事業	2,475,135
		新石垣空港建設事業	312,678
合 計			9,248,102

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
広域漁港整備事業費	平成23年度	千円 200,001
億首川河川改修事業費	平成23年度	53,633
河川総合開発事業費	平成23年度から 平成24年度まで	603,000
「沖縄県立青少年の家」指定管理料	平成23年度から 平成25年度まで	199,632
「博物館・美術館」指定管理料	平成23年度から 平成27年度まで	1,477,135

出 納 事 務 費	平成23年度	84,000
-----------	--------	--------

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加・変更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
	千円	千円	千円			
沖縄南北大東地区ブロードバンド環境緊急整備事業	0	83,600	83,600	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等
一 般 公 共 事 業	12,316,600	903,100	13,219,700	発行価格が額面金額を下回るとき	利率の見直しを行った	均等、元金均等等による。
県単道路整備事業	852,300	69,000	921,300	は、その発行差額をうめるため必要な金額を	後において	ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は
警察庁舎等施設整備事業	1,010,900	2,500	1,013,400	これに加算した金額とすることができる。	直し後の利率)	借り換えることができる。
				(借入時期) 平成22年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することが		

				できる。		
合	計	80,149,600	1,058,200	81,207,800		

平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に1,620,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,542,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		5,468,445	202,500	5,670,945
	1 負 担 金	5,468,445	202,500	5,670,945
2 国庫支出金		5,612,000	1,215,000	6,827,000
	1 国庫補助金	5,612,000	1,215,000	6,827,000
7 県 債		1,083,900	202,500	1,286,400
	1 県 債	1,083,900	202,500	1,286,400

歳 入 合 計		12,922,063	1,620,000	14,542,063
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		11,618,771	1,620,000	13,238,771
	1 都 市 計 画 費	11,618,771	1,620,000	13,238,771
歳 出 合 計		12,922,063	1,620,000	14,542,063

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	計
			千円
1 土 木 費			1,620,000
	1 都 市 計 画 費		1,620,000
		下 水 道 建 設 事 業	1,620,000
合 計			1,620,000

第 3 表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
	千円	千円	千円			
下 水 道 事 業	1,083,900	202,500	1,286,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年

				要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成22年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	1,083,900	202,500	1,286,400		

平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）

平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に661,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ930,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使

用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。
 (地方債の補正)
第3条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		20,029	441,200	461,229
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,029	441,200	461,229
5 県 債		0	220,600	220,600
	1 県 債	0	220,600	220,600
歳 入 合 計		269,167	661,800	930,967

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		181,440	661,800	843,240
	1 商 業 費	181,440	661,800	843,240
歳 出 合 計		269,167	661,800	930,967

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	計
			千円
1 商 工 費			661,800
	1 商 業 費		661,800
		臨空型物流ハブ活用那覇自貿基盤整備事業	661,800
合 計			661,800

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)						
起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
	千円	千円	千円			
臨空型物流ハブ活用那覇 自貿基盤整備事業	0	220,600	220,600	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 平成22年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	年9%以内	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。</p> <p>償還方法は、元利均等、元金均等等による。</p> <p>ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	0	220,600	220,600			

平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成22年度沖縄県病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	5,170,458 千円	31,065 千円	5,201,523 千円
第2項 他会計負担金	1,803,891	31,065	1,834,956
（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的支出	5,170,458 千円	31,065 千円	5,201,523 千円
第1項 建設改良費	2,067,805	31,063	2,098,868
第4項 国庫補助返還金	0	2	2

平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度沖縄県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成22年度沖縄県水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、同条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額3,224,017千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額215,321千円、過年度分損益勘定留保資金2,399,601千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,300,135千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219,281千円、過年度分損益勘定留保資金2,471,759千円」に改める。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	16,536,704千円	228,350千円	16,765,054千円
第1項 補助金	12,323,150	228,350	12,551,500
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	19,760,721千円	304,468千円	20,065,189千円
第1項 建設改良費	16,598,179	304,468	16,902,647

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月14日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄自然塾
- 3 代表者の氏名 島尻久美恵
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大山六丁目40番16号A-8号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、過疎化、高齢化等に伴い、後継者不足、労働者不足により活力の無くなった農山漁村の地域の活性化を図るために、都市部と農山漁村の交流等を通じた、地域再生プロジェクトプログラムを策定し、都市部と農山漁村が一体となった、地域活性化のための活動を展開し、自然と調和のとれた豊かな潤いのある社会実現に寄与することを目的とする。又、障害者や弱者に適応した体験学習事業も行い、福祉の増進を図る活動を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月23日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県舞台スタッフ協会
- 3 代表者の氏名 仲宗根満
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市上地一丁目21番1号照屋マンション204
- 5 定款に記載された目的 この法人は、芸術文化の担い手や愛好者に対して、芸術文化の発表・鑑賞の機会を提供し、その伝統の継承と創造の活動を推進するとともに、沖縄の芸術文化の発展と豊かな市民生活を

の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月23日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アートリンク
- 3 代表者の氏名 翁長さおり
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里池端町34番地2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、アートを媒介にした対話によるコミュニケーションを通して、人と地域社会、伝統文化と日常生活、教育と社会などの新しいリンクの在り方を提案する事業を推進する。教育機関や文化施設との連携による活動を中心に、人間文化の華である芸術・文化の力と、今を「生きる力」を創造する為の教育をつなぐ創造的活動により、社会・地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月23日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ホテルとサンゴの島から
- 3 代表者の氏名 佐藤直美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉160番地の52
- 5 定款に記載された目的 この法人は、久米島島民及び沖縄県民に対して、自然環境を保護保全・学習・利活用（ワイズユース）する事業とそれを広告・普及する事業を行ない、自然環境・里山里海環境を復活または現代的に応用して復元し、グリーンツーリズムや環境保全型産業の展開と担い手育成など、これを基礎として持続可能で豊かな生活・産業を育てていくことにより、まず現在と未来の久米島島民に寄与し、ひいてはこの事例を近隣の島嶼に応用することによって、豊かな地球環境と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）カーゴス 那覇市安里2丁目463番地51
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 牧志・安里地区市街地再開発組合 那覇市牧志3丁目13番17号 理事長 外間完造
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の駐車マス（一台当たりの大きさ）に抵触しないよう留意すること。
 - (2) 廃棄物に関する事項
那覇市では、平成17年3月策定の「第2次那覇市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・企業・行政が協働して平成23年度までに、30パーセント以上ごみ排出量の削減を目指している。届出に係る大

規模小売店舗は、多量の廃棄物の排出が予想されるので、計画の趣旨を十分に理解し、ごみ減量・資源化に努めること。また、当該店舗は、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第25条及び那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）第13条に規定する大規模事業所等に該当し、一般廃棄物減量計画の作成、それに関する業務を担当する一般廃棄物管理責任者の選任、届出が義務付けられている。

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年1月11日から同年2月11日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 豊見城市字高安
- 3 縦覧期間 平成23年1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び豊見城市経済建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・36号国道331号
- 2 都市計画を変更する土地の区域 糸満市字糸満
- 3 縦覧期間 平成23年1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び糸満市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・37号糸満与那原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 糸満市字糸満
- 3 縦覧期間 平成23年1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び糸満市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年9月20日 沖縄指令土第756号、平成22年4月23日 沖縄指令土第478号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘安里之前原395番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里623番地 金城香代子、糸満市字大里623番地 金城明雄
- 5 検査済証番号 平成22年12月15日 第2855号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月20日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年10月21日 沖縄県指令土第891号、平成22年11月2日 沖縄県指令土第886号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市寄宮2丁目300番1ほか5筆
- 3 公共施設
(1) 種類 防火水槽
(2) 位置及び区域 次の図のとおり(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市与儀1丁目26番6号 一和産業合資会社 代表者 大仲和江
- 5 検査済証番号 平成22年12月16日 第2856号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月8日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年2月17日 沖縄指令土第97号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間122番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山623番地 與座徹也
- 5 検査済証番号 平成22年12月17日 第2857号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年6月17日 沖縄県指令土第584号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊357番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1985番地コーポ久場崎310 水谷千夏
- 5 検査済証番号 平成22年12月20日 第2858号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月17日 沖縄県指令土第499号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間596番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間108番地 喜屋武幹郎
- 5 検査済証番号 平成22年12月20日 第2859号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年11月26日 沖縄県指令土第964号、平成22年12月13日 沖縄県指令土第956号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市久場川町2丁目18番3ほか7筆（2工区）
- 3 公共施設
(1) 種類 緑地及び防火水槽
(2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成22年12月28日 第2860号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県北部土木事務所長 新里末守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年1月7日 沖縄県指令北土第8号、平成22年5月7日 沖縄県指令北土第271号（変更）、平成22年11月16日 沖縄県指令北土第525号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市城一丁目406番3ほか10筆（1工区）
- 3 公共施設
(1) 種類 広場
(2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成22年11月19日 H第1号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大城芳樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月18日 沖縄県指令南土第1486号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原294番1
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市与儀224番地の3 ロイヤルテラス205 神里千鶴子
- 5 検査済証番号 平成22年8月3日 N第235号
- 6 工事完了年月日 平成22年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年1月15日 沖縄県指令南土第53号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良430番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字金良49番地 赤嶺清一
- 5 検査済証番号 平成22年8月13日 N第236号
- 6 工事完了年月日 平成22年8月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月13日 沖縄県指令南土第568号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長柚原793番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長647番地6 社会福祉法人豊穰福祉会おなが保育園 理事長 大城通子
- 5 検査済証番号 平成22年8月26日 N第237号
- 6 工事完了年月日 平成22年8月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年6月25日 沖縄県指令南土第770号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平友寄東原69番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城329番地3 ドエルラポート105号室 神山亮二
- 5 検査済証番号 平成22年8月20日 N第238号
- 6 工事完了年月日 平成22年8月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年9月1日 沖縄県指令南土第1020号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川350番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部302番地南風原第二団地6-103 大城勇希
- 5 検査済証番号 平成22年9月2日 N第239号
- 6 工事完了年月日 平成22年8月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月11日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月12日 沖縄県指令南土第478号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇前原159番ほか13筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇18番地 上原ウメ
- 5 検査済証番号 平成22年9月9日 N第240号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月3日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年1月11日

沖縄県立浦添商業高等学校長 仲 宗 根 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算組織 3式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立浦添商業高等学校 沖縄県浦添市伊祖三丁目11番1号
- 3 落札者を決定した日 平成22年11月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 55,965,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成22年10月15日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
--------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------